

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成21年度
条 例 名	社会福祉法人の助成に関する条例		
条 例 番 号	昭和29年神奈川県条例第8号	法 規 集	第6編第1章第1節
所管部局局室課	保健福祉部保健福祉総務課		
条 例 の 概 要	社会福祉法の規定に基づき社会福祉法人に助成をするために、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	社会福祉法第58条第1項において、条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し補助金を支出すること等ができること等から、当該手続等について定める本条例は必要である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	本条例で定める助成手続等は、助成を審査するために必要なものであり、適正な助成のために有効に機能している。	県所管社会福祉法人数 317 国所管社会福祉法人数 (県内に主たる事務所があるもの) 12 (平成21年4月1日現在)
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	社会福祉法人へ助成するために、本条例が定める助成の対象や、助成申請手続きは、本県における社会福祉の向上のために必要な範囲のものであり、適切なものであることから、効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	社会福祉法人への助成は、「神奈川力構想」に掲げる「ともに生き支え合う地域社会づくり」「高齢者や障害者が地域で安心して暮らせるしくみづくり」に資するものであり、県の基本方針に適合するものである。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	社会福祉法に基づき社会福祉法人への助成について定めるものであり、憲法、法令等に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。		理 由 特 記 事 項
			現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。
次回見直し予定	平成26年度	見直し規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無